

男女共同参画社会の実現

豊島区は、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきました。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行いました。

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の‘にぎわい’と豊かな歴史の中で、

多くの芸術、文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、

多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、

活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

ひと ひと
女と男 一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわらず、お互いの個性を尊重し合い

自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い 助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場であう喜びや困難は、分かち合い、

お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい 豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていける、そんな願いが実現できる

豊島区をみんなで作っていきこう。

豊島区民として 地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて発信していこう。

平成14年2月15日

豊島区

夫婦や恋人同士の間でおきる暴力、子ども・高齢者・障害者などへの虐待は著しい人権侵害であり、決して許されるものではありません。豊島区は、家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちをめざし、平成25年2月に、全国初の都市宣言「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を行いました。

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは

すべての人が、大切な人との関係において

心からのやすらぎを得られるように

ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、

高齢者・障害者への虐待は、

被害者の人権を著しく侵害し

心身に回復困難な傷をもたらします

暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが

生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で

身近な大人から暴力を学ぶことのないよう

わたしたちは、家庭から、地域から

あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため

無関心という一番の暴力を捨て

区民一人ひとりができることを考え

セーフコミュニティ国際認証都市として

ともに安全・安心なまちづくりのために

取り組んでいきましょう

平成25年2月15日

豊島区

1. 「としま男女共同参画推進プラン
(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画
及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画
及び第2次豊島区女性活躍推進計画)」 …… 255
2. 第1次豊島区困難女性支援基本計画 …… 255
3. 豊島区男女共同参画推進条例 …… 255
4. 豊島区男女共同参画推進会議 …… 255
5. 豊島区男女共同参画苦情処理委員 …… 256
6. エポック10(男女平等推進センター) …… 256

1. 「としま男女共同参画推進プラン（第5次豊島区男女共同参画推進行動計画及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画）」

令和4年3月、「第5次としま男女共同参画推進プラン」を策定しました。本プランは「豊島区男女共同参画推進条例」第10条に基づく行動計画であると同時に、配偶者等への暴力の防止や女性の職業生活における活躍についても一体的に推進するため、各計画を含んだ内容となっています。

(1) 策定の目的

豊島区は平成31年に「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重しあい、すべての人がともに生きていける社会の実現を目指しています。しかし、性別等における無意識の偏見や差別によって生きづらさを抱える人がいるなど、個性や能力を十分発揮できない状況があります。また、配偶者等による暴力は深刻な社会問題となっており、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

人生100年時代の到来が言われる現代において、労働や政治分野にも女性の視点を生かすことは、多様性が確保され、誰にとっても暮らしやすいまちの実現につながります。そのためには、性別役割分担意識を解消し、あらゆる場面、ライフステージで男女共同参画について学び、行動につなげる必要があります。

このような背景の下、区、区民、事業者が連携して男女共同参画施策・事業に総合的かつ体系的に取り組むことで、豊島区の将来像（目指すまちの姿）「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」を実現するために策定しました。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間です。

2. 第1次豊島区困難女性支援基本計画

(1) 策定の目的

令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、区市町村は、困難女性支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定に努めることになりました。

区は、以前より「すずらんスマイルプロジェクト」や「すずらん・ネット会議」など、全国に先駆けて若年女性支援に取り組んできました。

こうした背景から、性的な被害や予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立など、様々な要因で生きづらさを抱える女性（性自認を含む。）を支援の対象として、令和7年3月、「困っている女性とともに支えるまち」を目標に「第1次豊島区困難女性支援基本計画」を策定しました。

(2) 計画期間

令和7年度から令和8年度までの2年間です。令和9年度からは「としま男女共同参画推進プラン」と一体的に策定する予定です。

3. 豊島区男女共同参画推進条例

(1) 基本理念

- ・すべての人が、個人として尊重され、人権が尊重されること
- ・すべての人が、性別役割分担意識により社会活動における選択の自由が制約されないこと
- ・すべての人が、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定過程に参画する機会が確保されること
- ・すべての人の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること
- ・すべての人が、家庭生活と社会生活を両立することができること
- ・すべての人が、国籍にかかわらず、能力と個性を発揮し、社会に参画し、責任を分かち合うこと
- ・すべての人の性自認又は性的指向が尊重されること
- ・幼児・学校教育および生涯学習において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うこと

(2) 特徴

- ① 性自認又は性的指向の公表に関して、本人に強制又は禁止することの禁止
- ② 本人の同意のない性自認又は性的指向の公表の禁止
- ③ パートナーシップ・ファミリーシップ制度の規定
- ④ 基本的施策にメディア・リテラシーの向上を明記

4. 豊島区男女共同参画推進会議

男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として設置され、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項や男女共同参画施策の実施状況について調査審議します。

5. 豊島区男女共同参画苦情処理委員

男女共同参画に関する区の施策についての苦情や性別等に起因して人権が侵害された事案について、区長の附属機関である苦情処理委員が調査、指導、是正要請等を行います。

6. エポック 10 (男女平等推進センター)

男女共同参画社会の実現を資するために設置された区民や自主グループの交流の拠点、自主的な学習の場や情報の提供等の機能を持ったセンターです。

研修室のほか、情報交流コーナーや授乳室もあります。

所在地 豊島区西池袋 2-37-4
 としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 3階
 規模 632.5㎡
 開館時間 月～土曜日 午前9時～午後9時
 日曜日 (毎月最終月曜日※の前日)
 午前9時～午後5時
 休館日 日曜日・祝日・年末年始
 毎月最終月曜日
 ※祝日の場合、前週の月曜日

(1) 男女共同参画社会の形成促進のための啓発事業

男女共同参画社会の形成促進のための講座・講演会の開催や、図書・資料の収集及び提供、また、情報誌「えぼっく・めいかー」を発行しています。

■講座・講演会等開催実績

年度	2	3	4	5	6
講座	46回	61回	65回	71回	83回
講演会	2,219人	2,523人	2,757人	3,371人	4,077人

■主な開催内容 (令和6年度)

男女共同参画都市宣言記念講演会 「～『なんとか生きてる』。それでいいのよ。～あなたがあなたらしく生きるための心の処方箋」
エンパワメント講座 ・「ママとパパのための離婚講座」〔全1回〕 ・「メンタルヘルス講座～人間関係の悩みと向き合う～」〔全2回〕 ・「子どものいない女性の多様な生き方」〔全1回〕

おとなの総合学習 「弁護士先生にまなぶメディアリテラシー入門」 〔全3回〕
男性向け講座 「このモヤモヤはどこからくる?～男性の『日常』を読み解く～」〔全1回〕
多様な性自認・性的指向に関する講座 「トランスジェンダーの生徒・学生の困りごとを減らすには」〔全1回〕
共催・後援事業〔全23回〕
エポック 10 シネマ～映画に学ぶ多様な人生～ 〔全12回〕
区民向け講座・ワークショップ ケア役割に追われるあなたへ「自分を守り、ケアするために」〔全2回〕
デートDV予防「わたしとあなたを大切に作る教室」 実施校 区立中学校：8校 区内私立中・高校：1校 〔全17回〕

■エポック 10 フェスタ 2024 (男女共同参画週間)

※開催名称「エポック 10 フェスタ 2024～今、声をあげ動くとき～」

共催：エポック 10 フェスタ 2024 実行委員会、豊島区
 実施期間等：

〈プレ・フェスタ〉令和6年5月31日(金)～6月1日(土) としまセンタースクエア

290名参加

〈展示〉令和6年6月3日(月)～6月29日(土)

男女平等推進センター

240名参加

〈イベント〉令和6年6月7日(金)～9日(日)

男女平等推進センター

17講座実施 653名参加

参加団体：20団体

I 女性会議豊島支部

アイリスとしまの会

NPO 法人特別養子縁組支援グミの会サポート

NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

エポック 10 ゼミの会

親業を学ぶ会「架け橋」

カネミ油症関東連絡会
くまの子
グループ『風の交叉点』
ぐるーぷ GSC
自主グループエポック 10
新日本婦人の会豊島支部
性暴力をなくそう With You の会
豊島区助産師会
豊島区ボーイスカウト連絡協議会
豊島・健康と環境を守る連絡会
豊島・女性施策を考える会
豊島朗読の会さきみみずく
りぶりんと・としま
豊島区立男女平等推進センター運営委員会

■情報誌「えぼっく・めいかー」

号数	テーマ	発行部数
No. 53	ありのままでいられる社会について	2,000部

(2) 相談事業・暴力をなくす取組

女性をとりまく、さまざまな問題、配偶者などからの暴力等について一般相談（電話・来所）と予約制の専門相談（法律・こころ・DV）を行っています。

また、性自認・性的指向に関する電話相談（にじいろ相談）、男性のための電話相談それぞれ、月1回（7月から）を行っています。

さらに配偶者暴力相談支援センターの設置ほか、若年層へデートDV予防教室の実施、区施設や区内医療機関に相談カード・ステッカーを設置するなど、暴力をなくすための様々な普及啓発活動を行っています。

■相談実績

年度	2	3	4	5	6
一般相談	2,307 件	1,904 件	1,760 件	1,425 件	1,641 件
専門相談	72 件	110 件	119 件	106 件	141 件
男性相談	— 件	— 件	— 件	— 件	2 件
にじいろ相談	— 件	— 件	— 件	— 件	6 件

■豊島区配偶者暴力相談支援センター（機能整備）

配偶者等からの暴力防止、被害者支援を行うため、支援内容の充実を図り、DV専用電話の設置、証明書の発行などを行っています。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業を実施しています。

① 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定

仕事と育児・介護が両立できる職場環境づくりや男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を豊島区が認定し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組の促進を図り、すべての人が家庭生活と社会生活を両立できるまちを目指します。

〈認定企業になるメリット〉

1. 企業の取組を、広報としま、豊島区ホームページ等で紹介します。
2. ハローワークの求人票や企業ホームページ等に認定マークを掲載することができます。
3. 豊島区施工能力審査型総合評価方式及びプロポーザル方式の業者選定及び指定管理者選定において加点されます。
4. 認定書を交付します。
5. 男女平等推進センター研修室の使用料を通常の25%減額で利用できます。
6. ワーク・ライフ・バランスに関連する各種助成金・奨励金や、法令改正、セミナー開催等の情報を随時、提供します。

●第16期認定企業（32社）【認定期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日】

新規：6社

更新：26社

② としまWLBネットワークミーティング

ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する講演を行い、企業のWLB推進を支援する場としています。また、区内の認定企業以外の一般企業にも本事業への参加を呼びかけ、

WLB 推進に取り組む企業の増加を図っています。令和 6 年度は東京都労働相談情報センター池袋事務所との共催事業として実施しました。

〈内容〉

「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）を学び、風通しの良い働きやすい職場を目指そう」

実施日：令和 6 年 9 月 5 日（木）、12 日（木）

会 場：東京都労働相談情報センター池袋事務所 3 階セミナー室

参加者数：83 名

講師：杉本 美晴氏（一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所理事）

③ ワーク・ライフ・バランス関連講座

豊島区では、地域全体へ働き方改革を進めており、その一環として、仕事と私生活をうまく調和させられるように、個人の意識や今後の生活の仕方を考え、変えていくきっかけ作りのために、区民向けの講座を行っています。

〈内容〉

「ライフデザイン講座～自分らしい「暮らし・働き方・お金のバランス」を考えよう！～」

実施日：令和 7 年 3 月 22 日（土）

会 場：男女平等推進センター

参加者数：7 名

講師：片桐 美穂氏（国家資格キャリアコンサルタント・国家資格 1 級ファイナンシャルプランニング技能士・金融経済教育推進機構認定アドバイザー）

(4) 多様な性自認・性的指向関連事業

多様な性自認・性的指向の人々への支援に取り組んでいます。

■豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度

平成 31 年 4 月 1 日より、一方又は双方が多様な性自認・性的指向の 2 人が、互いを人生の伴侶とする関係にあることを区長が確認した場合、受理証明書を交付する制度としてパートナーシップ制度を開始しました。

令和 6 年 11 月 1 日より、当事者二人の関係だけでなく、近親者まで含めた関係性を証明するファミリーシップ制度を導入しました。

●制度利用状況

令和 7 年 3 月 31 日時点 利用組数累計 77 組

■理解促進のための取組

多様な性自認・性的指向の人々の理解者・支援者（^{アライ}Ally）を増やすための取組を行っています。

●令和 6 年度の取組実績

講座の開催（1 回）、展示の実施（4 回）